

神奈川県行政書士会事務決裁規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、別に定めるもののほか、会長の権限に属する事務の代決、専決等に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代決 会長、会長の職務の代理者、会長の権限の受任者又は専決権限を有する者等（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務につき、一時、当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (2) 専決 常時会長又は会長の権限の受任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 部長等 神奈川県行政書士会会則施行規則（以下「会則施行規則」という。）第 1 条の 2 第 4 項に規定する部長及び座長並びに神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第 5 1 条、表彰委員会規則第 2 条、神奈川県行政書士会役員等選出規則（以下「役員選出規則」という。）第 9 条第 1 項及び特別委員会設置規則第 3 条に規定する委員長をいう。
- (4) 副部長 会則施行規則第 1 条の 2 第 4 項に規定する副部長及び副座長並びに会則第 5 1 条、表彰委員会規則第 2 条及び役員選出規則第 9 条第 1 項に規定する副委員長をいう。
- (5) 事務局長 会則第 2 8 条第 1 項に規定する事務局長をいう。

(副会長の代決及び専決)

第 3 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決することができる。

- 2 副会長は、会長が決裁すべき事務のうち相当と認めるものを専決することができる。

(副部長の代決)

第 4 条 部長等が不在のときは、副部長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第 5 条 前 2 条の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

(報 告)

第 6 条 代決した事務については、すみやかに当該事務の決裁責任者に報告をしなければならない。

(会長の決裁事項)

第 7 条 会長は、原則として別表に掲げる事項を決裁する。

(部長等の専決)

第 8 条 部長等は、別表に定める事務を専決するものとする。

(事務局長の専決)

第 9 条 事務局長は、別表に定める事務を専決するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

別 表（第7条、第8条、第9条関係）

区分 事務の種類	会長 決裁事項	部長等 専決事項	事務局長 専決事項
方針	事業の総合調整及び運営に関する方針に関すること。		
事業の実施等	重要な事業の計画及び実施に関すること。	事業の計画に基づく事業の実施に関すること。	
総会等の会議	総会、理事会、正副会長会及び部長会の会議に関すること。	部会、委員会、ワーキンググループの会議開催に関すること。	
会則、規則等の制定等	会則、規則及び規程等の制定及び改廃に関すること。		
訴訟等	訴訟その他事件及び代理人の選任に関すること。		
調査、報告等	重要な調査、研究、報告及び指導に関すること。	業務の調査、研究、報告及び指導に関すること。	
情報収集		業務関係法令等の情報収集に関すること。	
関係官庁等との協議	関係官庁及び日行連及び諸団体に関する重要な協議に関すること。		
事務引継	部長等及び事務局長の事務引継に関すること。	副部長等及び部員の事務引継に関すること。	事務局職員の事務引継に関すること。
会長印等の保管等		会長印、その他会印の保管に関すること。	会長印、その他会印の管理に関すること。
行政書士試験	行政書士試験に関すること。		
会報	会報の発行に関すること。	会報の編集に関すること。	
会員登録等		会員登録のうち疑義のあるもの。	

会員証等			会員証、補助者証、補助者徽章貸与及び期限更新に関する事並びに補助者手数料の収納。
非行政書士業務		非行政書士の業務に関する事。	
叙位叙勲等	叙位叙勲及び褒章に関する事。		
表彰	表彰に関する事。		
綱紀等	綱紀及び指導に関する事。		
会員の福利厚生等		会員の福利厚生等に関する事。	
職員の任免等	事務局職員の任用、分限、賞罰等に関する事。		
給与	事務局職員の基本的給与に関する事。		